

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	特殊詐欺根絶対策事業案内チラシ等の封入封緘業務の委託について
----	--------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：危機管理担当部危機管理課）

事業の概要

事業名	特殊詐欺根絶対策事業案内チラシ等の封入封緘業務
担当課	危機管理課
目的	下記対象者に対し、特殊詐欺根絶対策事業の事業内容を周知するとともに、特殊詐欺根絶対策事業の実施に伴う「区内4警察署への外部提供」を希望しない旨の意思確認を行う。
対象者	区内在住の65歳以上の者
事業内容	<p>本件「特殊詐欺根絶対策事業」の実施に係る「区内4警察署への65歳以上高齢者名簿の外部提供」については、今年度第3回本審議会で承認された。</p> <p>本件外部提供を行うに先立ち、区内在住の65歳以上高齢者全員に、特殊詐欺根絶対策事業の事業内容のチラシと「警察官による訪問を希望しない場合は区に連絡してください。」旨の回答書を郵送する。</p> <p>対象者が約6万7千人であることなどを勘案し、迅速かつ的確な封入封緘業務の遂行を確保することを目的として当該封入封緘業務を委託する。</p> <p>1 封入物</p> <p>(1) 特殊詐欺根絶対策事業の実施に伴う「区内4警察署への外部提供（上記対象者自身の氏名、フリガナ、住所、生年）」を希望しない旨の意思確認を行う回答書付き送付書</p> <p>(2) 特殊詐欺根絶対策事業の事業案内チラシ</p> <p>2 配布方法</p> <p>郵送</p> <p>※…対象者数（平成30年7月1日現在）</p> <p>67,587人</p>

件名 特殊詐欺根絶対策事業案内チラシ等の封入封緘業務の委託について

保有課(担当課)	危機管理課
登録業務の名称	特殊詐欺根絶対策事業
委託先	未定(随意契約による)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【区内在住の65歳以上高齢者に係る情報項目】 氏名、住所
処理させる情報項目の記録媒体	紙(窓開け封筒、回答書付き送付書など)
委託理由	対象者が約6万7千人であることを勘案し、迅速かつ的確な封入封緘業務の遂行を確保することを目的として当該封入封緘業務を委託する。
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 「窓開け封筒」、「回答書付き送付書」、「事業案内チラシ」及び「返信用封筒」を作製する。 区へ上記1の「回答書付き送付書」を搬入する。 ※…区は、宛名住所を印字する。 区が宛名印字し、裁断した「回答書付き送付書」を受け取り、保管する。 上記1の「事業案内チラシ」、「返信用封筒」及び上記3の「回答書付き送付書」を各指定箇所まで折る。 上記4の「回答書付き送付書」、「事業案内チラシ」及び「返信用封筒」をセットにし、「窓開け封筒」に封入封緘する。 上記5により封入封緘したものについて区の検査を受けた後、区の立会いのもと、差出郵便局に搬入する。
委託の開始時期及び期限	契約締結日から平成30年9月14日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 必要に応じ、区職員が立入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。 「回答書付き送付書」の受渡しに当たっては、引渡書、納品完了報告書により確認し、確実に受渡しを行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 取扱責任者及び取扱者の名簿を区に提出させる。 日々の業務終了後、取扱責任者等は、提供された情報の保管状況を確認のうえ、作業場の施錠できる金庫(キャビネット)において厳重に保管させる。 作業期間中は、提供された情報を作業場内のみで取り扱わせる。 提供された情報の複写及び複製は行わせない。 「回答書付き送付書」の受渡しに当たっては、引渡書、納品完了報告書を交付させる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。